

(介護予防)認知症対応型共同生活介護 グループホーム白山 契約書

この契約書は、
様（これ以降「利用者」と略します。）と社会医療法人新潟
勤労者医療協会 グループホーム白山（これ以降「事業者」と略します。）との間に行なう
介護保険法に基づく（介護予防）認知症対応型共同生活介護に定めるサービス（以下「共同生
活介護サービス」と言います）について、次の通り契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者（これ以降「利用者」には代理人を含むものとします）に対し、介護保険法及びそ
の他の関係する法令と本契約の各条項にしたがって、共同生活介護サービスを提供し、利用者は事業
者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 令和 年 月 日

契約の満了日 利用者の要介護認定の有効期間の満了日

令和 年 月 日

- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文章により契約を終わらせようとする申し出がな
い場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者または、要支援2の者と認定された場合、契約内容に変
更が無ければ契約は自動的に更新されます。

(利用者負担金及びその滞納など)

第3条 この契約に関わる利用者負担金は、重要事項説明書のとおりです。

- 2 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を2か月分以上滞納したときは、事業者は1か
月以上の猶予期間をおいたうえで支払いの期限を定め、この期限までに利用者が利用者負担金を支払わない
場合は、契約を解約する旨通告することができます。
通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、利用者との調整のための努力をします。
- 3 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1か月）を経過した場合には、この契約を文書に
より解約することができることとします。

(利用者負担金の納入)

第4条 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用
した翌月20日頃までに請求します。

利用者は事業者が指定する日までに、銀行口座振替にてお支払い下さい。

- 2 前項に定める銀行引き落としに要する料金については、事業者の負担とさせていただきます。
- 3 利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金のお支払いを受けた後、1週間以内に差し
上げます。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

- 2 事業者のサービスの提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を
設けることなく、契約を解約することができます。
- 3 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、1か月以上の予告期間を設けたうえで契約を解約することが
できます。

- ① 利用者の行動が他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ利用者
に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき。
- ② 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺を犯す危険性が極めて高いと認められるとき。

- ③ 利用者が故意に法令違反その他の重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき。
 - ④ 利用者または利用者の家族が故意に常識を逸脱する行為（怒鳴る・大声を発するなど乱暴な言動をする、対象外のサービスの強要、職員の体を触る）等、当事業所の規定するハラスメントに該当すると判断した行為をなし改善の見込みがないとき。
 - ⑤ 第3条第2項に該当する場合。
- 2 契約を解除する場合については、事業者はあらかじめその理由を文書により利用者に対し、十分な説明を行います。
- 3 契約を解除する場合は、第11条に定める援助を行います。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- ①第5条に定める利用者から退居の意思表示がされ、退居した場合。および、第2条第2項に定める利用者からの契約終了の申し出があり、契約期間が満了した場合。
 - ② 第6条に定める事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間を経過した場合。
 - ③ 次のいずれかに該当することにより、共同生活介護サービスを提供することができなくなったとき。
 - (ア) 利用の基準、第8条に該当しなくなった時
 - (イ) 利用者が死亡したとき。
 - (ウ) 介護保険被保険資格を喪失した時。
 - ④入院期間が10日以上に及ぶ場合
- 2 契約を終了するにあたっては、事業者は利用者に対し十分な説明を行います。
- 3 契約が終了する場合は、第11条に定める援助を行います。

(利用の基準)

第8条 利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができます。

- ①要支援2以上の被認定者であり、かつ認知症の状態である事。
- ②少人数による共同生活を営むことに支障が無い事
- ③自傷他害の恐れが無い事
- ④建物内で喫煙をしない事
- ⑤サービス従事者または、他の利用者に対して迷惑を及ぼすような行為を行わない事
- ⑥常時医療機関において治療する必要が無い事
- ⑦本契約に定めることを承認し、事業者が定める運営方針に賛同できる事

(介護計画の策定)

第9条 事業者は利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境を踏まえて、利用者と介護従事者と協議の上、支援の目標、当該目標を達成する為の、具体的なサービス内容を記載した、認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を速やかに作成します。

2、作成した計画についての利用者に対し説明します。

3、必要に応じて計画を変更します。

(共同生活介護サービスの内容)

第10条 事業者は、介護計画に沿って、利用者に対し介護保険法で定める必要な支援を提供します。

- 2、利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」の通りです。事業者は重要事項説明書に定めた内容を、利用者へ提供します。

(退居時の指導)

第11条 契約の終了、解約により退居することとなった場合、事業者は利用者及びその家族の希望、利用者が退居後におかれることになる環境等を勘案し、円滑な退居のための支援をします。

- 2 契約の解約または終了後、退居までに要した費用については利用者の負担とします。

(サービスの提供の記録など)

第12条 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の医療機関、介護支援事業者などへサービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

(医療上の必要への対応)

第13条 事業者は、利用者が病気または負傷などにより検査や治療が必要となった場合、その他必要を認めた場合は、利用者の主治医または、事業者の協力医療機関において必要な治療が受けられるよう支援します。

2、事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する共同生活介護サービスの実施にあたり事故が発生した場合には、

速やかに利用者の家族、後見人、身元引受人、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、前項の事故の状況および事故に際してとった処置について記録します。

3 事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

(損害賠償)

第15条 事業者は、共同生活介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合についてはこの限りではありません。

2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を十分説明致します。併せて必要に応じてその概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に交付します。

3 利用者の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者等は連帯して事業者に対してその損害を賠償するものとします。

(苦情処理)

第16条 利用者は、事業者に対して苦情があるときは、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、共同生活介護サービスについての苦情を受けるための窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、利用者からの苦情の申立てがあった場合は、迅速かつ誠実に対応します。また、事業者は、利用者が苦情を申立てたことを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

3 事業者の苦情相談窓口は、重要事項説明書のとおりです

4 事業者は、苦情の申立てがあった場合は、次の手順によりその解決をはかります。

① 利用者や従業者からの事情聴取等により、事実関係を把握します。

② 苦情に関わる問題点を把握し、対応策を検討し、必要な改善を行います。

③ 利用者に対し、調査結果や講じた措置の内容を、納得が得られるよう説明します。なお、必要に応じて概要を記した文書を添えることとします。

5 施設は、苦情の処理に際しては、必要に応じて市町村に指示を仰ぎます

(守秘義務)

第17条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中および契約終了後、また、関係職員の退職後においても第三者には決して漏らしません。

2 施設は、利用者及び利用者の家族の個人情報について下記のとおり取り扱うこととします。利用者がこの取り扱いの中で同意できない事項がある場合は、あらかじめ申し出るものとし、事業者は申し出の趣旨にそって誠実に対応するものとします。

<利用者の個人情報の取り扱いについて>

グループホーム白山（および医療法人新潟勤労者医療協会）は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

[1] 介護サービスを提供するための通常業務での利用目的

グループホーム白山では、介護サービスを提供するために、通常の業務において次の目的で利用者の個人情報を利用いたします。

<事業所内での利用>

- ①利用者への共同生活介護サービスの提供および説明
- ②利用者の家族への説明
- ③利用者の共同生活介護サービスの向上を目的とした研修および症例研究
- ④介護保険事務および会計、経理事務
- ⑤事故等の報告
- ⑥共同生活介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑧事業所での学生等の実習などへの協力
- ⑨利用者に係る管理運營業務

<事業所外への情報提供を伴う利用>

- ①利用者に居宅サービスを提供する居宅サービス事業者、介護保険施設および医療機関、地域包括支援センター等ならびに保険者との連携、照会への回答
- ②介護報酬の請求業務等の介護保険事務
- ③実地指導等への対応や第三者評価機関、外部監査機関等への情報提供
- ④事故の報告、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

[2] 第三者への提供

利用者の個人情報は、あらかじめ利用者（重度の認知症の利用者の場合は家族）の同意をいただくことなく、事業者および法人（新潟勤労者医療協会）の職員以外の者に提供することはいたしません。ただし、上記 [1] に該当する場合は、特にお申し出がない限り、介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において第三者に提供いたします。

※ この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者（説明者）または担当窓口までお申し出下さい。お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

[3] 外部委託について

当事業所が業務を委託する相手に、利用者の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において個人情報の保護や管理が適切に行われていることを事業所の責任において監督します。

[4] 個人情報に対する安全対策

私たちは、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流出、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規程を整備し、合理的な安全対策を講じています。

[5] 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者の個人情報について開示を希望される場合、および個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、担当窓口までお申し出下さい。ご希望に対し、私たちの規定に従い誠実に対応させていただきます。その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいたうえで、必要な情報の提供をお願いいたします。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

3 第2項以外の目的で、相手方に情報提供する場合には、別に文書により同意を得ることとします。

(拘束の禁止)

第18条 事業者は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者について、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、利用者の行動の制限を致しません。

2 事業者が、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動を制限する理由、手段や内容、期間について十分に説明致します。

また、この場合、事業者は利用者の家族、後見人または身元引受人等関係者に対し、あらかじめ行動を制限する理由、手段や内容、期間について十分に説明致します。事前の説明が間に合わなかった場合であっても、事後直ちに説明を行います。

3 事業者が、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、事業所管理者の判断によるものとします。

4 事業者は、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する措置をとった場合は、その措置をとるに至った経過、施設内における検討の過程及び結果、利用者及びその家族等に対する説明の概要などについて記録し、その措置のあった日から少なくとも5年間は保管します。

5 第1項における緊急やむを得ない場合とは

① 切迫性：利用者本人または、他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法が無い事。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が、一時的なものである事。

の3つの要件を満たす場合をいいます。その判断は、身体拘束が本人の心身などに重大な弊害を及ぼす恐れがある事に鑑み慎重に行うものとします。

(身元引受人)

第19条 事業者は利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病などにより医療機関に入院する場合に、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 契約が終了する場合、事業者と連携して利用者の心身の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。

③ 利用者が死亡した場合の遺体および遺留金品の引き受け、その他の必要な措置をすること。

(契約外条項)

第20条 介護保険法およびその他の関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と施設との協議により定めることとします。

(裁判管轄)

第21条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

上記のとおり、(介護予防)認知症対応型共同生活介護のサービスの提供に関する契約書を締結します。この契約を証するため、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者の双方が記名の上、それぞれ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(事業所) 所在地 新潟市中央区上大川前通二番町148番地1
事業所名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
グループホーム 白山
管理者 佐藤 大輔

この契約内容に同意し、サービスの利用を申し込みます。
また、第17条2項に定める利用者の個人情報の利用について、同意します。

利 用 者 ご住所
()
お名前
()
代 理 人 ご住所
()
お名前
()
(本人との続柄:)

第17条2項に定める利用者の家族の個人情報の利用について、同意します。

家族代表 ご住所
()
お名前
()